大分地方裁判所 令和●●年(○○)第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件 国側当事者・国

令和3年6月10日認容・確定

判

原告国

 同代表者法務大臣
 上川 陽子

 同指定代理人
 古賀 悦子

 同 中尾 亮
 藤内 和輝

 同 佐藤 典康
 中山 忠徳

被告株式会社Y

同代表者代表取締役 A

主

- 1 原告と被告との間で、別紙供託金目録記載の供託金につき、原告が同供託金の還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文1項に同じ

- 第2 当事者の主張
 - 1 請求原因(原告)

別紙の「請求の原因」記載のとおりである。

- 2 請求原因に対する認否(被告)
- (1) 1項は認める。なお、債権額については正確に把握していない。
- (2) 2項のうち、譲渡禁止特約の存在((1)の2段落目)については認識していなかった。 その余の事実については、被告は争うことを明らかにしない。
- (3) 3項及び4項については、被告は争うことを明らかにしない。
- 第3 当裁判所の判断
 - 1(1)請求原因1項は、当事者間に争いがない。

なお、原告の租税債権額については、甲1の1ないし4及び弁論の全趣旨によれば、原 告の主張のとおり認められる。

(2) 請求原因 2 項のうち、本件基本契約に譲渡禁止特約が付されていたことは、甲 2 及び弁 論の全趣旨によれば認められる。この点、被告は、譲渡禁止特約の存在については認識し ていなかった旨を主張するが、被告は、本件基本契約にかかる契約書に記名押印している 以上、その主張は失当というほかなく、採用し難い。

請求原因2項のその余の事実については、被告が争うことを明らかにしないから自白したものとみなす。

- (3) 請求原因3項及び4項の事実については、被告が争うことを明らかにしないから自白したものとみなす。
- 2 1を前提にすると、原告の請求原因は全て認められるから、原告の請求は理由がある。 よって、主文のとおり決定する。

令和3年6月10日 大分地方裁判所第2民事部 裁判官 石村 智

- 1 原告の被告に対する租税債権の存在
- (1) 原告(所管行政庁: 別府税務署長) は、被告に対し、令和元年10月10日時点(後記3 (1) ア・6ページ参照)において、別紙租税債権目録1記載のとおり、既に納期限を経過した国税(消費税及び地方消費税)の本税及び加算税の合計519万7900円(他に未確定延滞税あり。甲第1号証の1)の租税債権(以下「本件租税債権」という。)を有していた。
- (2) なお、本件租税債権の額は、令和元年10月17日(後記3(1)イ・6ページ参照)、同月31日(後記3(2)及び(3)・6ページ以下参照)、及び令和2年10月5日(後記3(4)ウ・11ページ以下参照)のいずれの時点においても、別紙租税債権目録2ないし4記載のとおり、合計519万7900円(他に未確定延滞納税あり。甲第1号証の2ないし4)であり、令和2年10月5日以降も、国税通則法及び租税特別措置法所定の延滞税並びに滞納処分費が加算された額の全額が未納となっている。
- 2 被告が、第三債務者に対して有していた債権を本件譲渡担保権者に譲渡したこと
- (1)被告が第三債務者に対して債権を有していたこと

被告は、大分県国東市●●所在のB株式会社(以下「本件第三債務者」という。)との間で、平成21年11月6日付けでデジタルカメラ部品の製造・組立て・検査及びこれらに付随する業務の請負に関する基本契約(以下「本件基本契約」という。)を締結し(甲第2号証)、令和元年9月30日当時、本件第三債務者に対し、本件基本契約に基づく令和元年9月分の業務請負代金債権1089万3636円(以下「本件原債権」という。)を有していた(甲第3号証)。

なお、本件基本契約の第14条には、書面による承諾なくして本件基本契約及び本件基本 契約に関連して発生する権利を第三者に譲渡してはならない旨の、いわゆる譲渡禁止特約 (以下「本件譲渡禁止特約」という。)が付されていた(甲第2号証4枚目)。

- (2) 被告が、本件原債権を本件譲渡担保権者に対して譲渡したこと
 - ア 東京都千代田区●●所在の株式会社C(以下「本件譲渡担保権者」という。)は、令和 元年6月18日、被告との間で、本件譲渡担保権者及び被告間の契約に基づき被告が本件 譲渡担保権者に対して負担する債務の担保として、被告がその取引先等に対して令和元年 6月18日当時有し、又は将来有する債権を本件譲渡担保権者に譲渡する旨の集合債権譲渡担保契約(以下「本件譲渡担保契約」という。)を締結し(甲第4号証)、同月●日、 以下のとおり債権譲渡登記(以下「本件債権譲渡登記」という。)をした(甲第5号証)。
 - (ア)登記番号 第●●●号
 - (イ) 譲渡人 被告
 - (ウ) 譲受人 本件譲渡担保権者
 - (エ) 債務者 本件第三債務者
 - (オ) 登記原因及びその日付 令和元年6月18日譲渡担保
 - (カ) 債権の種類 売掛債権
 - (キ)債権の発生年月日(始期) 平成31年3月18日

- (ク)債権の発生年月日(終期) 令和11年6月17日
- (ケ) 登記年月日時 令和元年6月●日午後4時2分
- イ そして、本件譲渡担保権者は、本件第三債務者に対し、令和元年10月1日付け債権譲渡兼債権譲受通知書(甲第6号証)により本件原債権の譲渡を通知した上、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成29年法律第45号による改正前のもの)4条2項に基づき、同月7日付けで、本件譲渡担保契約に係る契約書の写し及び本件債権譲渡登記に係る登記事項証明書を交付して、本件原債権の譲渡を通知した(甲第7号証)。
- 3 原告による本件供託金還付請求権の取立権の取得
- (1)被告に対する当初差押処分
 - ア 原告は、本件租税債権を徴収するため、令和元年10月10日、国税徴収法(以下「徴収法」という。)47条1項及び同法62条の規定に基づき、本件原債権のうち本件租税債権に満つるまでの金額を差し押さえ、同日、債権差押通知書を本件第三債務者に交付送達した(甲第8号証)。
 - イ 原告は、令和元年10月17日、前記アの差押えを解除し(甲第9号証)、再度本件原 債権の全額を差し押さえ、同日、債権差押通知書を本件第三債務者に交付送達した(甲第 10号証)。
- (2) 本件第三債務者による本件原債権の供託

本件第三債務者は、相次いで前記(1)ア及びイ記載の債権差押通知書の送達を受けたものの、前記2(1)(5ページ)で述べたとおり、本件原債権に本件譲渡禁止特約が付されており、「これについて譲受人(引用者注:本件譲渡担保権者)の善意・悪意が不明であり、債権譲渡が有効か無効か判断できないことから、供託者(引用者注:本件第三債務者)の過失なくして真の債権者を確知できない」(甲第11号証3枚目)として、令和元年10月31日、平成29年法律第44号による改正前民法494条を根拠法令とし、被供託者を被告又は本件譲渡担保権者として、本件原債権の全額である1089万3636円を大分地方法務局に供託した(大分地方法務局平成●●年度○○第●号。以下「本件供託」といい、供託した金銭を「本件供託金」という。甲第11号証)。

(3) 原告による被告が有する本件供託金の還付請求権の差押え

原告は、本件租税債権を徴収するため、徴収法47条1項1号及び同法62条1項の規定に基づき、令和元年10月31日、被告が有する本件供託金の還付請求権(以下「本件供託金還付請求権」という。)を差し押さえ(以下「本件差押え」という。)、同日、債権差押通知書を大分地方法務局供託官(以下「本件供託所」という。)に交付送達した(甲第12号証)。

- (4) 本件譲渡担保権者に対する徴収法24条による滞納処分の続行
 - ア 徴収法24条の規定の内容(甲第13号証)

徴収法24条1項は、「納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的になっているもの(以下「譲渡担保財産」という。)があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。」と定め、国税を滞納した納税者の財産が譲渡担保の目的として譲渡された場合でも、一定の要件で、

当該譲渡担保財産から、納税者の国税を徴収することができることとしている。

そして、その場合の滞納処分を執行する手続としては、同条2項により、「譲渡担保財産の権利者(以下「譲渡担保権者」という。)に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、(中略)税務署長及び納税者に対してその旨を通知しなければならない。」とされ、同条3項により、「前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。」とされ、告知や通知の手続が定められている。また、一旦は納税者の財産として滞納処分を執行した後に、譲渡担保権者の財産として滞納処分を続行する手続としては、同条4項により、「譲渡担保債権を第一項の納税者の財産としてした差押えは、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押えとして滞納処分を続行することができる。この場合においては、第2項の告知及び通知をしなければならない。」と、告知や通知について同様の手続が定められている。

イ 本件が徴収法24条1項の要件を満たすこと

(ア) 本件譲渡担保権者に譲渡された本件原債権が譲渡担保財産に当たること

納税者である被告は、国税である本件租税債権につき、法定納期限等である平成30年11月5日(別紙本件租税債権目録1ないし4の「法定納期限等」欄参照。)を過ぎても納付せずに滞納する中で、前記2(2)(5ページ以下)で述べたとおり、令和元年6月18日に、本件譲渡担保権者との間で本件譲渡担保契約を締結し、同月●日に、本件債権譲渡登記をした。

本件譲渡担保契約によって、被告が有していた本件原債権は本件譲渡担保権者に譲渡され、本件譲渡担保権者が被告に対して有する債権の担保となっているため、これにより、本件原債権は、本件譲渡担保権者の譲渡担保財産になったといえる。

- (イ)被告の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められる こと
 - a 「徴収すべき国税に不足すると認められるとき」の意義

「徴収すべき国税に不足すると認められるとき」(徴収法24条1項)とは、納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の国税の総額に満たないと客観的に認められることをいい(最高裁判所平成27年11月6日第二小法廷判決・民集69巻7号1769ページ)、徴収不足であることが合理的な方法により判断できる場合には、現実に滞納処分を執行した結果に基づく必要はないと解されており(甲第14号証174ページ)、滞納処分によって徴収することができると見込まれる額(処分予定価額)と滞納額との比較によることとされている(同号証175ページ)。この処分予定価額から国税に優先する他の債権を控除して得た価額が、滞納法人の国税の総額に満たないと認められる場合に、徴収不足の要件が充足されることとなる(同号証175ページ)。

b 被告に帰属する財産の状況

被告に帰属する財産の状況は、以下のとおりである(甲第15号証)。

(a)預貯金等 9853円

(同号証「1 預貯金等」の合計額)

(b) 不動産 578万2000円

(同号証「2 不動産」の「鑑定評価額(円)」の合計額)

(c) 売掛金 1099万1343円

(同号証「3 売掛金」のうち、「金額(円)」欄記載の1089万363 6円及び9万7707円の合計額)

(d) 借入金

9582万9000円

(同号証「4 借入金」のうち、「金額(円)」欄記載の5112万円、3720万900円及び750万円の合計額)

(e)租税公課

1601万1254円

(同号証「5 租税公課(国以外)」)のうち、「債権額(円)」欄記載の 125万5600円及び1475万5654円の合計額)

c 本件が「滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められると き」に当たること

前記 b (a) の預貯金等のうち6828円分の預金債権については、被告が同預金債権の債務者である金融機関に対して借入金債務を負っており相殺が見込まれることから、処分予定価額は、前記 b (a) の9853円から上記6828円を引いた3025円(①)となる。

また、前記 b (b) の不動産の鑑定評価額は578万2000円であるが、公売においては通常の売買とは異なる特有の要因を考慮しおおむね30パーセントの範囲内で減価を行う必要があるため(甲第14号証952ページ)、処分予定価額は、鑑定評価額578万2000円から当該減価(上記578万2000円の30パーセントである173万4600円)を差し引いた404万7400円(②)となる。なお、当該不動産には国税に優先する根抵当権が認定されているが、当該不動産には当該根抵当権の登記日よりも前に法定納期限等が到来している公課によって参加差押えがなされており、徴収法26条により当該不動産の換価代金はまず本件租税債権に配当されることとなるため、処分予定価額の計算において考慮する必要はない。

さらに、前記 b (c) の売掛金のうち1089万3636円は本件原債権であるから、これを除いた処分予定価額は、前記 b (c) の1099万1343円から上記1089万3636円を引いた9万7707円(③)となる。

そうすると、被告が有する財産の処分予定価額は、上記の①3025円、②404万7404円及び③9万7707円の合計414万8132円であり、そこから滞納処分費33万3300円を除いた381万4832円は、滞納額(本件租税債権額)である519万7900円に満たない。

加えて、前記b(d)及び(e)の負債があることからすると、今後被告の資産が増加することも見込まれない。

したがって、被告は、滞納国税等に充てるべき十分な財産を有しておらず、本件 原債権以外の被告の財産について滞納処分を執行しても、なお徴収すべき国税に不 足すると認められる。

ウ 徴収法24条に基づく手続の履行をして、本件差押えが続行されたこと

本件原債権が弁済供託されたことにより被告が有する本件供託金還付請求権は、本件原債権とその性質・内容において実質的に同一のものであり、「譲渡担保財産」(徴収法24条)に当たると解されるため(甲斐道太郎・注釈民法(12)298ページ参照)、原告は、被告が有する本件供託金還付請求権に対して令和元年10月31日にした本件差押えにつき、同条4項に基づき、本件譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、令和2年10月5日、滞納処分を続行した(甲第16号証2枚目参照)。そして、原告は、同日、本件譲渡担保権者に対し、同条2項の告知書を発し(同号証及び甲第17号証)、同日、同条4項及び5項2号に基づき、被告及び本件供託所並びに本件譲渡担保権者の所在地を管轄する神田税務署長に対し、その旨を通知した(甲第18号証)。

(5) 小括

以上のとおり、原告は、本件供託金還付請求権に対する本件差押えを、本件譲渡担保権者 を第二次納税義務者として続行したのであるから、徴収法67条1項の規定に基づき、本件 譲渡担保権者が有する本件供託金還付請求権の取立権を取得した。

4 確認の利益

以上のとおり、原告は、本件供託金還付請求権の取立権を有するところ、現在まで被告の代表取締役は行方不明であることから、本件供託金の払渡請求をするために必要な同意を得ることができない。

そこで、原告が本件供託金の払渡しを受けるためには、原告と被告との間で、原告が本件供 託金還付請求権の取立権を有することの確認を求める必要がある。

以上

別紙(供託金目録)、(租税債権目録)省略